



平成 28 年 3 月 24 日

名古屋税理士会
会長 西村 高史 殿

名古屋青年税理士連盟

会長 水野 誠



平成 29 年度税制改正に関する意見書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当連盟の活動に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴会におかれましては、平成 29 年度の税制改正に関する意見書の作成に取り組まれていることと存じます。当連盟においても、近時所得の再分配機能の低下が指摘され、また政府税制調査会においても議論の中心となっている個人所得課税について、応能負担原則の観点から改正すべき項目を検討し、意見を取りまとめましたので、ここに意見書を提出いたします。

貴会の意見書作成にあたりご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

《凡例》

法令の略語は次のとおりである。

所法…所得税法

措法…租税特別措置法

1. 基礎的控除について

(1) 基礎控除

生活保護基準を参考に、基礎控除額を引き上げること。(所法 86)

<理由>

憲法 25 条（生存権）には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定されている。最低限度の生活を営む上で必要な支出である最低生活費には担税力がない。つまり、最低生活費には課税しないことが、憲法上要請されているのであり、この要請を具体化するための控除が、基礎的控除である。基礎的控除のあり方としては、基礎控除を中心に配偶者控除及び扶養控除によって最低生活費を満たすべきと考えられている。

そこで最低限度の生活費を算出するための根拠として、同じ憲法 25 条の要請を受け

て規定されている生活保護法による生活保護費を検証すると、生活保護費は年齢や地域により異なるが、単身世帯で1か月あたり少なくとも約6万円強となる。しかしながら、現行の所得税における最低生活費保障額は基礎控除38万円であり、生活保護基準と比較するとかなり低いことになる。これは、最低生活費に課税しないという憲法上の要請に違背するものであり、早急に是正されなければならない。したがって、基礎控除は生活保護基準額を参考に、最低生活費に見合った水準に引き上げることにより、最低生活費非課税の要請を満たすべきである。

(2) 配偶者控除、配偶者特別控除

配偶者特別控除を廃止し、配偶者控除は移転的基礎控除として金額を引き上げること。(所法83、83の2)

<理由>

配偶者控除に関しては従来、廃止を含めた様々な議論があるが、配偶者控除の役割は、配偶者の最低生活費を保障することにある。その観点からは、控除額を引き上げるべきであり、廃止すべきではない。しかしながら、103万円の壁には、会社の家族手当の基準となっている場合や、本人の所得税がかかる金額として意識されるなど、就労調整を招く壁として作用している面があるのは否めない。また、扶養者の配偶者(特別)控除と被扶養配偶者の基礎控除が二重で適用される二重控除の状態も適切ではない。したがって、配偶者特別控除は廃止し、配偶者控除はいわゆる移転的基礎控除とすべきである。

なお、配偶者控除の見直しにあたっては、社会保険における130万円の壁への対応や女性が結婚・出産後も働きやすい社会環境を整備するなど、税制以外にも配偶者の就労を抑制する要因に対して国民的議論が必要であることにも留意すべきである。

(3) 扶養控除

16歳未満の扶養親族に係る扶養控除を復活させること。また、特定扶養親族に係る控除額の上乗せ部分は廃止し、扶養控除は移転的基礎控除として金額を引き上げること。(所法2、84)

<理由>

現在扶養控除から除外されている年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)にも最低生活費を保障する必要があり、年少扶養親族に対する扶養控除は復活させるべきである。また、特定扶養控除については、対象となる年齢にある者が必ずしも学生であるとは限らないため、年齢による上乗せは行わず、高等教育への教育費支援は授業料への補助などの形で行うべきである。また、配偶者控除同様、最低生活費保障の観点と二重控除の問題への対応から、扶養控除も控除額を引き上げるとともに、移転的基礎控除とすべきである。

2. 給与所得課税について

基礎控除の引上げを前提に、給与所得控除を縮減すること。また、特定支出控除の適用範囲を見直すこと。(所法 28、57 の 2)

<理由>

給与所得控除は、一般に、①「勤務費用の概算控除」②「他の所得に比べて担税力が弱いことによる負担調整」③「源泉徴収による早期納税の金利相当」④「他の所得との捕捉率格差の調整」という4つの性格を有するとされる。しかし、③は現在の金利水準の低さからは必要性に乏しく、また他の所得についても源泉徴収や予定納税制度があることからすると、金利相当を考慮する必要はなく、④は仮に捕捉率に違いがあったとしても、それは税務執行上の問題であり、制度として調整する理由にはならないことから、近年では給与所得控除は主に①および②から構成されるものと考えられている。

しかしながら、①については、事業に必要な経費の多くは使用者が負担し、給与所得者が負担する経費は平均すると限定的な水準にとどまると考えられる。また、②に関しても、労働法等が整備された現在において給与所得が他の所得と比べて一概に担税力が弱いとは言えず、考慮すべき負担調整の度合いは減じている。

そこで現行の給与所得控除額を見てみると、例えば、収入400万円に対し控除額134万円（控除率33.5%）、同600万円に対し同174万円（同29%）、同800万円に対し同200万円（同25%）というように、収入に対し30%前後の控除額になっており、過去の税制調査会において1割弱とも試算された給与所得者の経費率からすると、給与所得控除に他の所得との負担調整部分が含まれるとしても、その水準は過大と言わざるえない。よって給与所得控除は縮減すべきである。

ただし、前述の基礎控除の引上げがなされない限りは、給与所得控除の縮減を行うべきでないことに留意すべきである。

また、給与所得控除の縮減が行われた場合、特定支出控除の重要性は増すものと考えられる。特定支出控除は平成24年度改正により拡充が行われたが、その適用範囲のさらなる拡充および事業主の確認を要する現行の手続き等については、あらためて検討する必要がある。

3. 年金所得課税について

(1) 公的年金等控除

基礎控除の引上げを前提に、公的年金等控除を廃止すること。(所法 35)

<理由>

公的年金等に関する課税については、拠出時には全額が社会保険料控除として控除され、給付時には多額の公的年金等控除が適用される。年金に対する課税のあり方として、拠出時非課税（掛金が社会保険料控除として全額控除）であれば、給付時課税

であるのが適切であるところ、公的年金等控除の適用により給付時課税が徹底されているとは言い難い状況にある。現役世代の負担を考慮すると拠出時の非課税は維持すべきであり、給付時の課税のあり方を見直す必要がある。また、公的年金等は途絶えることがない収入であることから、他の所得と比べて担税力が弱いとも考えられず、所得計算を行ううえで負担調整としての配慮は必要ない。したがって、公的年金等控除は廃止すべきである。

なお、給与所得控除と同様、前述の基礎控除の引上げがなされない限りは、公的年金等控除の廃止を行うべきでないことに留意すべきである。

そのうえで、所得稼得能力の減退期にある老年者世代に対する一定の税制上の配慮を、現行の公的年金等控除に認めるならば、それは公的年金受給者に限って認められるべきものではない。したがって、所得制限を設けたうえで、旧老年者控除のような所得控除や、税額控除などの検討をすべきである。

(2) 遺族年金

基礎控除の引上げを前提に、遺族年金を課税対象とすること。(所法 9)

<理由>

遺族年金については現行非課税となっているが、高齢者になって老齢年金を受給する者と配偶者との死別により遺族年金を受給する者との間で同額の年金受給額にもかかわらず、一方が課税となり、他方が非課税となるのは、公平な負担とは言い難い。また、未成年の子を有する場合など、特別に配慮が必要な事情にある者が遺族年金を受給する場合もあるが、そのような配慮は人的控除または社会保障により行うべきである。したがって、遺族年金は課税対象とするべきである。

ただし、前述の基礎控除の引上げがなされない限りは、遺族年金への課税を行うべきでないことに留意すべきである。

4. 退職所得課税について

退職所得控除については、勤務期間が 20 年を超えると控除額が増加する措置を廃止し、1 年あたりの控除額は同一にすること。また、2 分の 1 課税を廃止し、五分五乗方式など他の平準化措置の採用を検討すること。(所法 30)

<理由>

近年、終身雇用制度の崩壊や雇用の流動化、多様化が進み、同一企業における勤続年数が短くなっている。また、退職後も継続雇用などで働き続ける者も多く、退職金が老後の生活保障的な最後の所得とは限らなくなっている。

このような社会構造、労働環境の変化にあって、同一企業で働き続けることが必ずしも一般的とはいはず、同一企業で働き続けた者と、転職をした者との間で控除額に差が生じるのは不公平である。また、退職所得控除額を控除した後の金額に対して 2

分の 1 を課税対象とする方式は、特に高額の退職金を受け取る者を過度に優遇することになり、見直しが必要である。ただし、退職金は過去勤務に対する給与の精算金としての性格を有していることや、それが退職時に一時に支払われることによって、累進課税制度の下、過度に重い税負担を強いられることがないように一定の課税の緩和措置も必要であると考えられることから、五分五乗方式などの累進課税の緩和措置を検討すべきである。

5. 不動産譲渡所得課税について

不動産の譲渡に係る課税について、分離課税を廃止し、総合課税とすること。(措法 31、32)

<理由>

現行の不動産の譲渡所得に対する課税は、租税特別措置法により分離課税とされているが、所得税の原則的課税方法は総合課税によりすべての所得を合算し、超過累進税率を組み合わせることで公平な負担を実現することにある。この点で、分離課税による比例税率の適用は応能負担原則に反するものであり、担税力に応じた課税を実現するため、当該租税特別措置を廃止し、本来の総合課税とすべきである。なおこの場合、長期譲渡所得に関しては、平準化措置として 2 分の 1 課税が適用されることになる。

また、不動産の譲渡損失の発生は担税力が失われたことを意味するため、総合課税とすることにより、損益通算を可能とし、担税力に応じた課税をより適切に実現する必要があり、損失の繰越しについても認められるべきである。

6. 金融所得課税について

(1) 株式等に係る譲渡所得

株式等に係る譲渡所得について、分離課税を廃止し、総合課税としたうえで、譲渡所得の特別控除および長期譲渡所得の 2 分の 1 課税は適用せず、一定金額までの譲渡所得（源泉徴収されたものに限る。）については、申告不要を選択できるものとすること。また、譲渡損失が生じた場合の損益通算および損失の繰越しを認めること。(措法 37 条の 10、37 条の 11)

<理由>

現行株式等に係る譲渡所得については、租税特別措置法により、税率 20%（復興特別所得税を除き、地方税を含む。以下同じ。）の比例税率による分離課税とされている。

しかしながら「5. 不動産譲渡所得課税について」にて述べたように、原則的には総合課税により課税すべきであり、税率 20%による比例税率の適用は、高所得者ほど税負担率が減少する結果を招くとともに、税率 20%未満の者には過度な税負担を強いており、応能負担原則に真っ向から反していると言わざるをえない。

株式等への投資は高所得者に限られたものではないが、高額の金融所得は富裕層に集中する傾向にあり、低率の比例税率を適用することは、持つ者と持たざる者との格差を助長し、納税者の税への公平感、信頼感を揺るがすものとなりかねない。したがって本来の総合課税による累進税率の適用により、公平な負担を実現し、再分配機能の回復を図るべきである。また、株式等の譲渡はその時期、数量を容易に選択できることから、2分の1課税による平準化措置は不要である。

ただし、貯蓄から投資への流れの中で、一般投資家の参加を促す観点からは、当面の間、簡素な制度を残しておく必要性がある。したがって、一定金額以下の株式等に係る譲渡所得については、税率20%による源泉徴収がなされているものに限り、申告不要を選択できるものとすべきである。

なお、比例税率から累進税率による総合課税に変更された場合、損失の取扱いについて見直されなければならない。現行、低率の比例税率であることが、損益通算が制限される理由のひとつになっていると考えられるが、累進課税となった場合の均衡を考えると、他の所得との損益通算を認めるべきである。

(2) 上場株式等に係る配当所得

上場株式等に係る配当所得の申告不要制度に上限金額を設けること。(措法8条の4)

<理由>

上場株式等に係る配当所得については申告不要制度が設けられており、高額の配当を得た者については、20%の税負担で課税関係が終了し、総合所得に合算して課税される場合に比べて税負担が軽く、公平性が保たれているとは言いがたい。また、高額の配当を得る者は相応の株式等を有し、経常的に配当を得られることが推測される。したがって、上場株式等に係る配当所得についての申告不要制度は原則として廃止すべきである。

ただし、貯蓄から投資へという政策にも一定の配慮を行い、一定金額に達するまでの配当所得については申告不要制度を存置するものとする。

(3) 配当控除

配当控除について、課税所得金額1,000万円超の部分に対し控除割合が半減する措置を廃止し、一律の控除割合とすること。(所法92)

<理由>

配当控除制度は二重課税への配慮として設けられており、課税所得の多寡によって控除割合に差異を設けるのは適当ではない。したがって、課税所得金額にかかわらず、控除割合を一律にすべきである。

7. 医療費控除について

医療費控除を税額控除にすること。(所法 73)

<理由>

医療費控除については、医療保険制度によって医療費の支出は軽減されているが、一般的な水準を超える多額の支出を余儀なくされる場合には、所得の減殺要因とみて税制上の配慮を行うものである。しかしながら医療費控除は、現行の所得控除による高所得者ほど税額の軽減額が多くなり、それが医療費支出を補う控除と捉えるならば、適用される税率により差異があるのは適切ではない。したがって、医療費控除は税額控除にするべきである。

平成 29 年度税制改正に関する意見書

名古屋青年税理士連盟 研究部

研究担当副会長 新開 章

研究部長 宮島 富久雄

研究部部員一同

名古屋青年税理士連盟

名古屋市千種区池下 1-8-18 仲田ビル 1F
